令和８年11月６日

厚木市長　山口　貴裕　様

厚木市保健福祉審議会
会長　前頭　七恵

厚木市地域福祉計画（第７期）、厚木市障がい者福祉計画（第８期）及び厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第10期）の素案について（答申）

令和８年10月22日付で諮問のあった厚木市地域福祉計画（第７期）、厚木市障がい者福祉計画（第８期）及び厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第10期）の素案について、慎重に審議を重ねた結果、全員一致をもって次の結論を得たので、ここに答申します。

答　申

厚木市地域福祉計画、厚木市障がい者福祉計画及び厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、社会福祉法を始めとした福祉関連法に定められた法定計画であり、厚木市総合計画の個別計画として位置付けられ、また、福祉に関する計画として相互に結びつけられている。

これらの計画は、厚木市が目指す地域包括ケア社会の実現に向けた行動計画として、「誰もが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域包括ケア社会」という共通の将来像を掲げ、更なる人口減少社会、超高齢社会を見据えた計画としている。

計画の策定に当たっては、令和７年度に実施された市民アンケートの調査結果を基に、庁内会議での検討を重ねるとともに、意見交換会での意見聴取や、地域包括ケア推進会議、地域福祉推進協議会、障害者協議会、厚木地区保護司会との協議のほか、ＩＣＴの活用や成果目標・ＫＰＩを重視した指標管理など委員からの提言が反映された計画案となっており、福祉関連施策を推進する計画として適切なものと判断した。

なお、計画の策定に当たっては、パブリックコメントの意見も踏まえ、引き続き市民の声を反映させた計画となるよう努められたい。

また、本答申は、委員から提起された意見に基づき、本審議会の総意としてまとめたものであるが、計画の推進に当たっては、次の項目に配慮されることをお願いしたい。

1　厚木市地域福祉計画（第７期）

（１）計画の推進について

地域福祉計画は、高齢者、障がい者、こども、若者、外国人、犯罪や非行をした人など全ての人々を対象とし、幅広い分野に渡る計画であることから、庁内横断的に取組を進めるとともに、関係機関や事業者等と連携を図り、計画の推進に努められたい。

（２）人材の不足について

単身高齢者世帯やケアが必要な市民等が増加する一方、少子高齢化やライフスタイルの変化等により、介護や障がいの分野を始め、多くの分野において人材及び担い手の不足が深刻化しているので、計画の将来像の実現に向けて、人材確保と人材育成に取り組むよう努められたい。

（３）重層的支援体制整備事業実施計画について

第７期計画では、施策の方向８「重層的支援体制整備事業による支援体制の充実」を重層的支援体制整備事業実施計画として位置づけ、「地域社会とのつながりを実感し、誰もが社会参加できるまち」を目指す計画としている。

地域住民の抱える課題は、複雑化・複合化し、単独の支援機関や既存の制度だけでは対応が難しいケースが増えていることから、庁内関係課や支援機関等、多機関協働による支援体制を構築し、課題解決に向け努められたい。

2　厚木市障がい者福祉計画（第８期）

学校教育における障がい者理解の促進について、小学校だけではなく、中学校においてもその必要性があることから、積極的に取組を進められたい。

なお、その際は児童・生徒だけではなく、保護者に対する理解の促進にも取り組むよう併せて努められたい。

また、教職員の現場において、新任の教職員の赴任等で環境が都度変わることから、教職員に対する指導・支援に関する職員研修会等の機会を継続して提供できる体制の確保にも努められたい。

3　厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第 10 期）

（１）介護予防の推進について

高齢者が年齢を重ねても、できることややりたいことを続け、健康で生きがいを持って生活するためには、一人一人の状態や生活に応じた介護予防を進めることが望まれる。

介護予防に取り組むきっかけをつくり、運動、栄養、口腔、社会参加等の取組を一体的に進めるとともに、日常生活の中で継続できる介護予防に取り組まれたい。

また、生活機能の低下がみられる高齢者には早期に適切な支援を行い、機能の改善にとどまらず、本人が望む生活や活動の実現につなげ、その後も地域で活動を続けることができる取組を推進されたい。

（2）認知症施策推進計画について

第10期計画では、施策の方向3「認知症とともに安心して暮らせる地域づくりの推進」を認知症施策推進計画として位置づけ、「地域のつながりが深まり、安心・継続して暮らせるまち」と「健康で生きがいに満ちた生活を送ることができるまち」を目指す計画としている。

高齢化の進展に伴い、今後も認知症の人の増加が見込まれる中、認知症は誰もがなり得る身近なものとして捉える必要がある。

「新しい認知症観」を踏まえ、日頃から地域とのつながりや役割を持ち、認知症になってもこれまでの関係が途切れることなく、一人一人の意思や希望が尊重され、できることやこれまでの経験を生かしながら、自分らしく暮らし続けることができる地域づくりを推進されたい。

（3）介護保険事業運営及び介護サービスの充実について

要支援・要介護認定者の増加に伴う介護給付費の増加が見込まれる中、介護を必要とする方とその家族が安心して適切なサービスを利用し、重度化を防止するとともに、質の高い介護サービスの提供体制と制度の持続的運営に努められたい。

厚木市保健福祉審議会

会　長	前頭　七恵
職務代理	遠藤　明司
委　員	今永　誠一郎
委　員	河内　二朗
委　員	深田　武
委　員	渡邊　淳子
委　員	印南　孝俊
委　員	遠藤　勝
委　員	廣田　知子
委　員	飯塚　真紀子
委　員	笹山　惠一郎
委　員	老山　大輔
委　員	多田　智子
委　員	長岡　正
委　員	高木　聡